証券コード　4436
2020年６月８日

株　主　各　位

東京都千代田区神田神保町三丁目29番１号
株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
代表取締役社長　瓜　生　　憲

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第14期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、当日のご来場は、感染回避のため自粛をご検討ください。また、ご高齢の方、基礎疾患のある方、又は、妊娠されている方なども、当日のご来場は、感染回避のため自粛をご検討ください。
　なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後記「議決権行使のご案内」（３頁から４頁まで）をご高覧のうえ、2020年６月24日（水曜日）午後５時までに到着するように、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送くださるか、上記期限までにインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

【ご来場自粛のお願い】
新型コロナウイルス感染症の拡大が続いています。多くの株主の皆様が集まる**株主総会は、集団感染のリスクがあります。**議決権の行使は郵送またはインターネット等で行い、当日のご来場は感染回避のため、自粛をご検討ください。

【招集ご通知の発送前開示について】
本招集ご通知の内容は、早期に情報を提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイト（https://minkabu.co.jp/ir）に掲載いたしました。

記

1．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時
2．場　　所　東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館　ベルサール神保町 ３階　Ｒｏｏｍ１
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項
報告事項　１．第14期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://minkabu.co.jp/ir）に掲載させていただきます。

◎法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイト（https://minkabu.co.jp/ir）に掲載させていただきますため、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
① 事業報告の「新株予約権等の状況」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（https://minkabu.co.jp/ir）に掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用やアルコール消毒などの感染予防にご配慮・ご協力いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

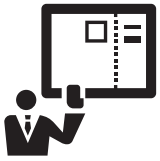

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年６月24日（水曜日）
午後５時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後５時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

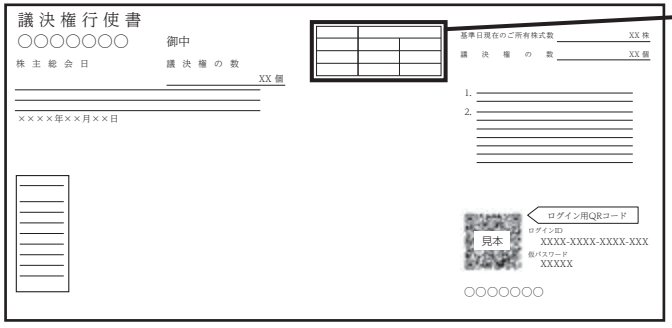

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、３号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

第２、４号議案

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

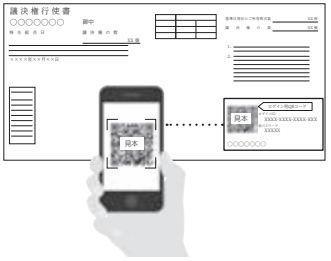

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

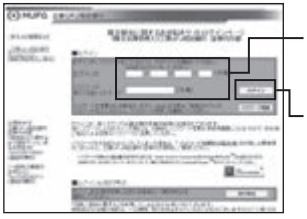

3 新しいパスワードを登録する



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会のライブ配信のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、本株主総会につきましては、ご来場自粛の検討をお願いしておりますが、株主総会は株主様との重要な接点であるとの認識から、広く株主様に株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ配信を行います。

ライブ配信は、「ミンカブ・プレミアム優待倶楽部」を通じて行います。ただし、本ライブ配信でのご参加は、音声発信のある出席型ではなく、株主総会の視聴のみの参加型となります。そのため、動議提出、動議採決及び質問は行うことはできませんので、動議や質問をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご質問につきましては「ミンカブ・プレミアム優待倶楽部」の「株主ポスト」から事前にお寄せいただくことが可能です。円滑な運営のため、**ご質問の数は一人２問まで、期限は本株主総会前日の2020年６月24日（水）午後５時まで**とさせていただきます。また、いただいたご質問に関しては、可能な限り、株主総会にて回答させていただく方針ではありますが、運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【サイト名称】　ミンカブ・プレミアム優待倶楽部
https://minkabu.premium-yutaiclub.jp/

【公開日時】　2020年６月25日（木曜日）午前10時から
※株主総会の開始は午前10時からとなりますが、開始30分前よりアクセスは可能になります。

【質問受付期間】　2020年６月８日（月曜日）午前９時から**６月24日（水曜日）午後５時まで**

【ヘルプデスク】　0120-980-965
（受付時間 9:00～17:00 土日祝祭日・年末年始除く）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

定款第２条（目的）及び第36条（剰余金の配当）につき、以下のとおり変更をお願いするものであります。

⑴　当社のグループ拡大に伴い、グループが行う事業内容の多様化に対応するため、定款第２条（目的）に事業目的を追加するものであります。

⑵　剰余金の配当等につき、現行定款においては取締役会決議によるとしているところ、株主総会にお諮りする事項である原則を踏まえ、その上で、資本政策及び配当政策の機動的対応を可能とするため取締役会が決議の権利を有するものとするよう、変更をお願いするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①情報処理サービス業務及び情報提供サービス業務 ②コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸並びに輸出入業務 ③通信販売及びその斡旋仲介業務 ④広告宣伝の情報媒体の販売業務 ⑤広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①情報処理サービス業務及び情報提供サービス業務 ②コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸並びに輸出入業務 ③通信販売及びその斡旋仲介業務 ④広告宣伝の情報媒体の販売業務 ⑤広告、宣伝、動画に関する企画、制作及び広告代理店業務

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
⑥書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売業務 ⑦イベントの企画運営業務 ⑧コンサルティング業務及び調査業務 ⑨著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理運用 ⑩有価証券の投資・保有・売買、不動産の売買 ⑪損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 ⑫金融商品仲介に関する業務 （新設） （新設） （新設） ⑬前各号に付帯関連する一切の事業	⑥書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売業務 ⑦イベントの企画運営業務 ⑧コンサルティング業務及び調査業務 ⑨著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理運用 ⑩有価証券の投資・保有・売買、不動産の売買・交換・賃借及びその仲介斡旋並びに所有・管理及び利用 ⑪損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 ⑫金融商品仲介に関する業務 ⑬金融商品投資運用に関する業務 ⑭労働者派遣・有料職業紹介に関する業務 ⑮コールセンターの運営に関する業務 ⑯前各号に付帯関連する一切の事業
第３条～第35条（条文省略）	第３条～第35条（現行どおり）
（剰余金の配当） 第36条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。	（剰余金の配当） 第36条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第37条～第38条（条文省略）	第37条～第38条（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	瓜生　憲 （1974年10月30日） （再任）	1997年７月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現株式会社ＮＴＴドコモ）入社 2000年10月 メリルリンチ証券会社東京支店（現メリルリンチ日本証券株式会社）入社 2003年１月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 2005年10月 同社アドバイザー 2006年７月 株式会社マスチューン（現当社）設立　代表取締役社長（現任） 2019年12月 Prop Tech plus株式会社　取締役	1,245,000株
2	髙田　隆太郎 （1975年３月７日） （再任）	1998年10月 浜平税理士事務所入所 2002年１月 株式会社スクウェア入社 2003年４月 株式会社スクウェア・エニックス（現株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス） 2012年５月 当社入社　経営管理部　部長 2013年６月 当社　取締役 2016年４月 当社　取締役副社長（現任） 2019年12月 Prop Tech plus株式会社　取締役（現任）	288,000株
3	伴　将行 （1977年７月12日） （再任）	2001年４月 株式会社ＣＳＫ（現ＳＣＳＫ株式会社）入社 2005年10月 株式会社ＣＳＫ証券サービス入社 2015年４月 当社入社　当社子会社（インターストラクチャー株式会社）代表取締役 2017年10月 当社　取締役（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、2019年12月27日にProp Tech plus株式会社の株式の66.7％を取得し、2019年12月末をみなし取得日として同社を連結子会社といたしました。これに伴い、瓜生憲氏及び髙田隆太郎氏は同社の非常勤取締役に就任いたしました。なお、瓜生憲氏は2020年６月開催のProp Tech plus株式会社の株主総会の終結の時をもって任期満了により、同社非常勤取締役を退任いたします。

3．瓜生憲氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社を創業後、継続して代表取締役として務め、強いリーダーシップを発揮して当社の成長を牽引してきた実績及び経営全般並びに業界に対する豊富な経験と見識を有していることから、引き続き事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待されるためであります。
4．髙田隆太郎氏を取締役候補者とした理由は、同氏は大手企業における経験及び当社グループの組織体制等基盤の構築を牽引してきた当社取締役としての実績、並びに経営全般、税務会計に関する豊富な経験と見識を有していることから、引き続き事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待されるためであります。
5．伴将行氏を取締役候補者とした理由は、同氏は大手企業における経験及び当社子会社代表取締役等を歴任し、当社のソリューション事業の営業体制を牽引してきた豊富な実務経験と実績を有し、当社の経営に関する幅広い知見を有していることから、引き続き事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待されるためであります。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役の石橋省三氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
石橋　省三（いしばし　しょうぞう） （1949年７月５日） （再任）	1976年９月 株式会社野村総合研究所入社 1997年４月 野村證券株式会社入社 2000年５月 リーマン・ブラザーズ証券会社入社 2003年10月 一般財団法人石橋湛山記念財団　代表理事（現任） 2004年４月 国立大学法人東京医科歯科大学理事 2005年４月 学校法人　立正大学学園　監事 2007年３月 学校法人　栗本学園理事（現任） 2007年９月 当社　監査役 2008年４月 一般社団法人経済倶楽部理事（現任） 2014年６月 株式会社エディオン　取締役（現任） 2017年３月 当社　取締役（監査等委員）（現任）	41,300株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．石橋省三氏は、社外取締役候補者であります。

３．石橋省三氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年２ヵ月となります。なお、石橋省三氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。

４．石橋省三氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は大手証券会社を経て上場会社を含む複数の法人の役員理事を務め、会社経営や組織運営に関する豊富な経験を有し、当社の経営に対する様々な助言及び意見を頂くことが期待されるためであります。

５．当社は、石橋省三氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、石橋省三氏が再任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

６．当社は、石橋省三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏は当社株式を41,300株保有しておりますが、保有率は2020年３月期末日現在の発行済み株数基準で0.3％と寡少であること、その他の人的資本的関係はないことから、独立性の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

2019年６月26日開催の第13期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された五十嵐達氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされております。法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役として、２名の選任をお願いするものであります。

常勤監査等委員である取締役濱野信也氏の補欠として山田聡子氏を、監査等委員である取締役石橋省三氏（第３号議案「監査等委員である取締役１名選任の件」が承認可決されることを条件とします。）及び吉村貞彦氏の補欠として五十嵐達氏をそれぞれ選任することをお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山田　聡子（やまだ　さとこ） （1971年10月30日）	1995年４月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現株式会社ＮＴＴドコモ）入社 2007年４月 株式会社マスチューン（現当社）入社 2009年２月 株式会社ゆうちょ銀行入社 2010年２月 当社入社	－
2	五十嵐　達（いがらし　とおる） （1942年５月24日）	1961年３月 大蔵省（現財務省）入省 1996年７月 同省　理財局　管理課長 1997年８月 中小企業退職金共済事業団　常務理事 2000年８月 財団法人　日本国際教育協会　常務理事 2004年４月 国立大学法人　東京医科歯科大学　常勤監事 2004年４月 公益財団法人　日本国際教育支援協会　理事（現任） 2008年６月 医療法人　鉄蕉会亀田総合病院　監事（現任） 2011年10月 学校法人　鉄蕉館（亀田医療大学）監事（現任） 2013年６月 当社　監査役 2016年９月 当社　監査役退任 2017年３月 当社　取締役（監査等委員）	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．五十嵐達氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
３．山田聡子氏は、当社従業員であります。
４．五十嵐達氏は過去に、当社社外監査役、当社監査等委員である社外取締役であったことがあります。

5．山田聡子氏を常勤監査等委員である取締役濱野信也氏の補欠の取締役候補者とした理由は、同氏は2015年より当社の内部監査を担当しており、監査等委員会との連携及び三様監査を通じた経験や実績から、常勤監査等委員である取締役に欠員を生じる不測の事態での就任について、その職務を適切に遂行されるものと判断したためであります。

6．五十嵐達氏を監査等委員である取締役石橋省三氏及び吉村貞彦氏の補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏の当社における監査等委員である取締役としての実績から、監査等委員である取締役に欠員を生じる不測の事態での就任について、その職務を適切に遂行されるものと判断したためであります。

7．山田聡子氏又は五十嵐達氏、若しくはその両名が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏らとの間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当連結会計年度の事業の状況

当社は、2019年12月末をみなし取得日として、REIT情報ベンダーのProp Tech plus株式会社（以下、「PT+」）を連結子会社化し、当連結会計年度より連結計算書類作成会社に移行いたしました。従いまして、前連結会計年度の連結計算書類は作成しておりませんので、これらとの比較分析は行っておりません。

①　事業の経過及び成果

当社は、コンテンツ自動生成を実現する独自のAIエンジン、運営するメディアのユーザー投稿や閲覧といったクラウドインプット、そして国内外の金融経済企業情報等のビッグデータをコア・アセットとして事業活動を行っております。現在このコア・アセットを金融・経済をテーマとした分野に用い、個人向け（B2C）メディア事業及び法人向け（B2B2C、B2B）ソリューション事業を展開しております。

当連結会計年度におきましては、メディア事業では株式を中心とした既存サイトの安定成長に加え、外国為替情報サイトの収益寄与や新型コロナウイルスの影響による金融市場への注目度向上に伴う新たなユーザーの獲得を実現いたしました。ソリューション事業では、一部において導入や提供開始に遅れが生じたものの、既存サービスの拡販に加え、金融機関向け新サービスのリリース等を行いました。更に、PT+の連結子会社化により、提供する金融情報のカバレッジを拡充するとともに、REIT運用事業者などの新たな法人顧客層を獲得いたしました。

これらの結果、売上高は2,790,820千円、営業利益は523,336千円となりました。また当社において継続的な成長の指標の一つとして重視しているEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）は861,421千円となりました。

また、特別損益といたしまして、投資有価証券の売却益を特別利益に、共同運営契約の終了に伴う減損損失等を特別損失にそれぞれ計上するとともに、法人税等調整額といたしまして、当社の継続した利益獲得体制の確立に伴う税金資産の今後の回収可能性を見積もり、△67,575千円を計上いたしました。

これらを要因として、経常利益は504,242千円、親会社株主に帰属する当期純利益は447,567千円となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

メディア事業は、「みんなの株式」、「株探（Kabutan）」等、当社グループが提供する投資家向け情報サイト及び当社グループが業務提携によりサイト運営の一翼を担うサービスから得られる広告収益、並びに一部サイトにおいて提供する有料サービスから得られる課金収益を計上しております。

当連結会計年度におきましては、株式情報サイトが継続して成長したことに加え、外国為替の情報サイトの収益寄与も拡大し、2020年３月期の当社グループが運営するメディアサイト合計の月間平均ユニークユーザー（以下、「UU」）数は778万人（前期比198万人増）に達しました。また、新型コロナウイルスの影響により金融市場への注目度が向上した第４四半期には株式の情報サイトを中心に急伸し、2020年３月の月間UU数が1,172万人に達するなど、新たな市場参加者の獲得によるアクセス数の拡大と運営メディアの価値向上を実現しました。更に、有料サービスである「株探プレミアム」も順調に成長し、課金収益が拡大いたしました。これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,351,207千円、セグメント利益は545,972千円となりました。

ソリューション事業は、メディア事業で培ったノウハウを活用したAIにより自動生成させる様々なソフトウエアや、サイト上で収集したクラウドインプットデータ等に加工を施した情報系フィンテックソリューションを第三者に提供するASPサービスの初期導入や月額利用料による収益を中心に事業を展開しております。

当連結会計年度におきましては、当社グループにおいて顧客側の戦略変更により一部ソリューションの導入が2021年３月期に延期となったことに加え、新規獲得顧客へのソリューション提供の開始に一部遅れが生じたものの、第４四半期から子会社化したPT＋は堅調に推移して利益に寄与し、ソリューション事業全体では概ね順調に推移いたしました。なお、スポーツ情報事業に関しましては、新型コロナウイルスの影響による国内プロ野球戦の開幕延期に伴い、

本格的な展開に至っておりませんが、2020年３月よりソリューション事業として商用利用を開始いたしました。
これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,449,113千円、セグメント利益は409,620千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は606,649千円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、設備投資には、有形固定資産に加え、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

事業区分	設備投資金額（千円）	主な設備投資の目的・内容
メディア事業	177,844	ソフトウエア開発
ソリューション事業	409,894	ソフトウエア開発、通信ネットワーク関連サーバ設備
全社（共通）	18,909	事務所造作設備・什器機器等
合計	606,649	

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中におきまして当社は、金融機関より長期借入金として連結子会社化しましたProp Tech plus株式会社の株式取得を資金使途とした1,300,000千円の資金調達を行いました。

また、役職員等による新株予約権の行使による株式の発行により369,400千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年12月27日付でProp Tech plus株式会社の株式の66.7％を取得し、2019年12月末をみなし取得日として同社を連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (2017年３月期)	第 12 期 (2018年３月期)	第 13 期 (2019年３月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売　上　高(千円)	1,545,286	1,681,050	－	2,790,820
経　常　利　益(千円)	△85,328	71,270	－	504,242
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	△1,408,086	△200,229	－	447,567
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）(円)	△153.11	△18.19	－	34.38
総　資　産(千円)	2,810,585	－	－	5,866,742
純　資　産(千円)	839,035	－	－	3,770,197
１株当たり純資産額　(円)	△19.69	－	－	255.66

(注) 1．当社は、2019年12月末をみなし取得日としてProp Tech plus株式会社を連結子会社化したことに伴い、第14期より連結計算書類を作成しております。なお、第11期及び第12期については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、当該数値を記載しております。また、第12期については、期中に全ての連結子会社を吸収合併、清算、又は売却を決議したことにより、2018年３月末において連結子会社が存在しなくなりましたので、連結貸借対照表を作成しておりません。そのため、第12期の総資産、純資産、１株当たり純資産額については記載しておりません。また、第12期の損益計算期間には、2017年４月１日から2018年３月31日までの12ヶ月が含まれております。

2．第11期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第12期の連結損益計算書については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しておりますが、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

3．当社は、2019年１月16日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)及び１株当たり純資産額を算定しております。

4．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額は、それぞれ議決権を有する発行済株式に係る指標を記載しております。

5．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、第11期及び第12期において当社は、B種優先株式を発行していたことから、B種優先株式につき転換仮定方式に準じて算定された株式を、普通株式の期中平均株式数に加えて、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。
6．第11期の1株当たり純資産額については、B種優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
7．当社は、第11期末において、従前のメディア事業の海外展開及び海外市場への上場計画について、ターゲットとしていた海外IPO市場の停滞及び国内ソリューション事業の急成長による国内市場での成長可能性の確度の高まりを受けて見直しを行い、国内市場を軸とした事業展開へと方針を転換いたしました。こうした経緯から、第11期及び第12期には、海外展開整理損失及び海外展開用ソフトウエア資産の減損損失等を認識して特別損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失となっております。

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (2017年３月期)	第 12 期 (2018年３月期)	第 13 期 (2019年３月期)	第 14 期 (当事業年度) (2020年３月期)
売　　上　　高(千円)	1,049,656	1,370,375	2,032,532	2,490,506
経　常　利　益(千円)	80,213	109,022	208,434	441,013
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	△1,322,302	△126,731	253,141	431,184
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）　(円)	△143.78	△11.51	22.04	33.12
総　　資　　産(千円)	2,522,755	1,985,701	3,926,779	5,366,108
純　　資　　産(千円)	775,915	918,897	2,686,839	3,497,471
１株当たり純資産額　(円)	△26.55	△10.49	207.03	254.47

(注) 1．当社は、2019年１月16日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)及び１株当たり純資産額を算定しております。
2．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額は、それぞれ議決権を有する発行済株式に係る指標を記載しております。
3．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、第11期及び第12期において当社は、B種優先株式を発行していたことから、B種優先株式につき転換仮定方式に準じて算定された株式を、普通株式の期中平均株式数に加えて、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。
4．第11期及び第12期の1株当たり純資産額については、B種優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Prop Tech plus株式会社	100百万円	66.7%	不動産金融業界向けシステム開発・Web構築事業、REITポータルサイトの運営

（注）2019年12月27日にProp Tech plus株式会社の株式の66.7%を取得し、2019年12月末をみなし取得日として同社を連結子会社といたしました。

⑷ 対処すべき課題

当社は「情報の価値を具現化する仕組みを提供する」を企業理念に掲げ、グループにおいてこれを共有し、経営判断の拠り所としております。コンテンツを自動生成するAIエンジン、ユーザーの投稿や閲覧といったクラウドインプット、国内外の金融経済・企業情報等のビッグデータは当社グループのコア・アセットであり、当社グループは、これらのコア・アセットを活用して、より正確な情報をより早くより網羅的に提供する情報インフラを担う企業集団としての役割と責務を認識しております。今後、当社グループがこうした責務を全うし、成長を遂げていくための事業上・財務上の対処すべき課題及びこれらへの対処方針は以下のとおりであります。

① 提供サービスの品質の維持向上

当社グループが提供するメディアサービス及びソリューションサービスは、その大半がインターネットを利用したサービスであり、システムの安定稼働は不可欠であり、ユーザーがいつでもどこでもストレス無く利用できる環境の提供や、提供コンテンツの速報性や網羅性並びに正確性等、サービスの品質の維持・向上は経営課題と認識しております。係る課題に対処するため、技術革新等に対応するシステム開発投資及び技術者等育成のための投資を継続的に行ってまいります。

② 収益基盤の強化

当社グループの売上高は、メディア事業及びソリューション事業のいずれも堅調に推移しているものと考えておりますが、更なる収益基盤の強化は経営課題と認識しております。そのため、メディア事業では、月間平均778万人のユニークユーザー数及び同2,240万人の訪問ユーザー数を有する大規模な投資家ユーザーベースの更なる拡大やそれらユーザーベースを活用した外部パートナーとの協業促進による収益機会の創造、より深化した情報提供を実現する課金サービスの導入によるユーザー当たりの収益増大等、各種収益の獲得を、ソリューション事業では、情報系フィンテックを核とした事業特性に鑑み、幅広い金融機関のニーズに対応する様々な情報ソリューションの提供に注力し、収益基盤の強化を図ってまいります。

③ 経営資源の最適配分と効率的運用

当社グループは、事業の拡大に則した人員確保を進めると同時に、限られた経営資源を有効に活用すべく業務執行の組織横断的連携と集中管理体制を構築しております。結果、組織運営の秩序が乱れた場合には、事業運営に影響が生じる可能性があり、限られた経営資源をもって各種事業リスクにどのように対処していくかが課題と認識しております。係る課題に対処するため、経営資源の最適配分及び効率的な組織運用を目的とした各社及びグループ共通規程の整備、並びにその周知徹底を継続的に行ってまいります。

④ 人材の確保及び育成

当社グループは、自律的な成長のためには、当社の理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材の採用及び確保、並びにその育成は重要であると認識しております。そのため、多様な働き方の整備や福利厚生・社内教育体制の充実等、従業員が高いモチベーションを持って働くことのできる環境の整備を継続して推進してまいります。

⑤ ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、持続的成長を遂げるためには、事業執行とガバナンスのバランス、並びに経営上のリスクを適切に把握しコントロールするための内部管理体制の強化が重要であると認識しております。そのため、社外取締役や監査等委員への報告体制の強化、監査等委員会と内部監査室並びに会計監査人による実効性ある三様監査を推進するとともに、グループ役職員向けコンプライアンス研修の実施等を通じた個々人への意識づけ並びに内部監査室による定期的監査を継続的に実施してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
メディア事業	個人向け（B2C）メディアサービス 「みんなの株式」、「株探（Kabutan）」等、国内株式を主力に、外国為替、暗号資産（仮想通貨）、商品先物、投資信託、保険、不動産、REIT情報等、様々な金融商品の情報を投資家に直接提供する情報メディアを運営
ソリューション事業	法人向け（B2B及びB2B2C）ソリューションサービス メディア事業向けに開発した情報コンテンツやアプリケーションを金融機関の顧客向けB2B2Cユース用にソリューション化して展開。また、金融機関や事業法人の社内ユースを想定し、AIやクラウドソリューションを活用した金融情報コンテンツを提供するB2Bサービス、REIT等事業者の業務効率向上のためのソリューションサービスを展開

⑹ **主要な事業所**（2020年３月31日現在）

① 当社

本　社	東京都千代田区
支　店	福岡支店：福岡県福岡市中央区

② 子会社

Prop Tech plus株式会社	東京都港区

⑺ **使用人の状況**（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
メディア事業	23（4）名
ソリューション事業	102（10）
全社（共通）	20（0）
合計	145（14）

（注）1．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用人員数（パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
89（4）名	4名増（1名減）	41.9歳	4.2年

（注）1．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用人員数（パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．平均勤続年数はグループ再編による転籍者の転籍元の勤続年数を通算して算出しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	456,876千円
株式会社三井住友銀行	440,264
株式会社みずほ銀行	325,000
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	316,875

（注）１．株式会社りそな銀行からの借入額には、株式会社りそな銀行保証付き適格機関投資家限定第1回無担保社債、及び同第２回無担保社債の合計70,000千円を含んでおります。

２．当社は、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約及び特殊当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約及び特殊当座貸越極度額の総額　950,000千円

借入実行残高　－千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2020年３月30日開催の取締役会において、ロボット投信株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：野口 哲）が行う第三者割当増資の引受により、同社発行済株式の過半を取得し、連結子会社化することについての条件付基本合意を決議し、2020年３月31日付にて当該契約を締結いたしました。

なお、本件に関する詳細は、連結計算書類の連結注記表「その他の注記」に記載のとおりであります。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 46,000,000株

② 発行済株式の総数 13,744,400株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は、前事業年度末より766,500株増加しております。

③ 株主数 2,731名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,456,400株	17.87%
瓜生憲	1,245,000	9.05
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	980,300	7.13
株式会社朝日新聞社	850,000	6.18
ＦｉｎＴｅｃｈビジネスイノベーション投資事業有限責任組合	681,800	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	439,800	3.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	433,000	3.15
大塚至高	358,500	2.60
野村信託銀行株式会社（投信口）	354,400	2.57
日本ガスライン株式会社	300,000	2.18

（注）当社は、自己株式を保有しておりません。

⑵ **政策保有株式について**

① **政策保有に関する方針**

当社は、事業運営上の関係性や取引関係強化の観点から、会社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断された場合、その保有意義や経済合理性等を総合的に勘案し、株式を保有する方針としております。個別の政策保有株式については四半期毎に取引実績、時価等を踏まえて、保有に伴う便益やリスク等を検証いたします。

② **政策保有株式の議決権行使の基準**

保有上場株式の議決権行使については、発行会社の経営方針、戦略等を尊重した上で中長期的な企業価値の向上に資するものであるか、また、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上の実現に則したものであるか等を勘案して議案に対する賛否を判断いたします。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	瓜生 憲	Prop Tech plus株式会社　取締役（非常勤）
取締役副社長	髙田 隆太郎	Prop Tech plus株式会社　取締役（非常勤）
取締役	伴 将行	
取締役（監査等委員・常勤）	濱野 信也	Prop Tech plus株式会社　監査役
取締役（監査等委員）	石橋 省三	一般財団法人石橋湛山記念財団　代表理事 学校法人　栗本学園　理事 一般社団法人経済倶楽部　理事 株式会社エディオン　社外取締役
取締役（監査等委員）	吉村 貞彦	株式会社WACUL　取締役常勤監査等委員

（注）１．取締役（監査等委員）濱野信也氏、石橋省三氏及び吉村貞彦氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員　濱野信也、委員　石橋省三、委員　吉村貞彦
なお、濱野信也氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、実効性のある監査を可能とすることができるものと考えているからであります。
３．取締役（監査等委員）吉村貞彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．2019年６月26日開催の第13期定時株主総会の終結の時をもって五十嵐達氏は辞任により取締役監査等委員を退任いたしました。
５．2019年６月26日開催の第13期定時株主総会において、吉村貞彦氏は新たに取締役監査等委員に選任され就任いたしました。
６．代表取締役社長瓜生憲氏並びに取締役副社長髙田隆太郎氏は、2019年12月27日付でProp Tech plus株式会社の取締役に就任いたしました。なお、瓜生憲氏は2020年６月開催のProp Tech plus株式会社の株主総会の終結の時をもって任期満了により、同社非常勤取締役を退任いたします。
７．取締役（監査等委員）濱野信也氏は、2019年12月27日付でProp Tech plus株式会社の監査役に就任いたしました。
８．取締役（監査等委員）吉村貞彦氏は、2019年11月30日付で株式会社WACULの取締役常勤監査等委員に就任いたしました。
９．当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10．代表取締役社長瓜生憲氏、取締役副社長髙田隆太郎氏及び取締役伴将行氏は、当社の執行役員を兼務しております。

② **責任限定契約の内容の概要**

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ **取締役の報酬等**

イ）当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （－）	101,283千円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4）	14,700千円 （14,700）
合　　計 （うち社外取締役）	7名 （4）	115,983千円 （14,700）

（注）１．取締役の報酬限度額は、2016年９月１日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額200百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。

２．上記報酬等の総額には、2019年６月26日開催の第13期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）１名（うち社外取締役１名）を含んでおります。

３．上記報酬等の総額には、確定拠出年金の会社負担分を含めて記載しております。

ロ）当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ）社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ **社外役員に関する事項**

イ）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）である石橋省三氏は、一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事、学校法人栗本学園理事、一般社団法人経済倶楽部理事及び株式会社エディオン社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）である吉村貞彦氏は、株式会社WACULの取締役常勤監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ）当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役 （常勤監査等委員）　濱野　信也	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、事業会社における上級職を歴任された豊富な経験と高い知見に基づき幅広い見地から適宜発言を行っております。
取締役 （監査等委員）　石橋　省三	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、上場会社を含む複数の法人の役員等を歴任また現任され、その豊富な経験と高い知見に基づき幅広い見地から適宜発言を行っております。また、報酬諮問委員会の委員長として取締役の報酬案について審議を主導し、委員会としての答申案を取りまとめております。
取締役 （監査等委員）　吉村　貞彦	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、複数の法人の役員を歴任また現任され、その豊富な経験と高い知見に基づき幅広い見地から適宜発言を行っております。

（注）1．全回数が異なるのは、就任時期によるものであります。
2．監査等委員会は社外取締役で構成されており、監査等委員会を通じて社外取締役の連携が図られております。
3．社外取締役は監査等委員会の活動を通じて代表取締役との定期的な情報意見交換会を行っております。
4．社外取締役常勤監査等員である濱野信也氏は取締役会、監査等委員会の他、経営会議やコンプライアンス委員会等に出席され、幅広い見地から必要な助言を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の職務執行状況を確認しております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	28,500

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対し、財務報告目的の内部統制の整備及び運用の検討に係る助言を委託し、当該業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ）事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス基本方針」として定め、当社グループの役員及び使用人に周知徹底を図る。

ロ）コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。

ハ）定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

ニ）「内部通報処理規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。

③ 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理に関する規程その他の体制

イ）経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。

ロ）リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ）毎月１回取締役会を開催し、重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。

ロ）環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度予算を策定する。経営計画及び年度予算を達成するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。

ハ）執行役員制度を導入し、権限委譲を行うことで業務執行体制を明確化するとともに、機動的かつ効率的な経営体制を構築する。

ニ）取締役会の諮問機関として、半数以上を独立社外取締役で構成する報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬決定プロセスの透明性及び客観性の向上を図る。

⑤　当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ）「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。

ロ）連結対象子会社に対しては、定期的に内部監査を実施するとともに、当社監査等委員が必要に応じて監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

⑥　監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ）監査等委員会から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。

ロ）前号の使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の意見を聴取し尊重した上で行うものとし、その指揮命令権は監査等委員会にあり、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

⑦　取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求める。

⑧　その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ）代表取締役社長と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。

ロ）監査等委員は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。

ハ）監査等委員は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。

⑨　反社会的勢力を排除するための体制

イ）当社及び子会社は、「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取組むこととする。

ロ）警察当局や特殊暴力防止対策連合会、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は22回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程等の社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則り行動するように徹底しております。

②　監査等委員の職務執行

当事業年度において、監査等委員会は14回開催しており、監査等委員相互による意見交換が行われております。また、監査等委員は、取締役会を含む重要な会議への出席のほか、会計監査人並びに内部監査担当者との間で適宜情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

③　リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進の対処のため、リスク管理規程の制定及びコンプライアンス委員会の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

⑶　コーポレート・ガバナンスに関する基本事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、全てのステークホルダーと信頼関係を築き持続的成長と発展を遂げるためには、経営の健全性、遵法性、及び透明性の確立が不可欠であると認識しております。これらを実現するため、迅速かつ適切な経営判断と独立した監査機能の発揮、実効性のある内部統制システムの構築、並びに適時適切な情報開示を推進するとともに、すべての役職員に対し社会的責任に係る意識向上を徹底してまいります。

⑷ 取締役会の実効性に関する評価結果について

当社は取締役会及び報酬諮問委員会の実効性向上のため、全取締役へのアンケートによる自己評価を実施し、その結果を基に取締役会において議論し評価を行いました。その結果、当社取締役会は、現在の当社の規模や成長ステージに則した業務執行機関及び監督機関として有効に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。一方で、デジタル化の加速や当社グループの急速な事業の拡大及び多様化を見据え、事業機会を確保しつつ、リスク管理を軸としたガバナンス体制を維持強化することの重要性に言及した意見も得られました。当社取締役会は、こうした意見を踏まえ、デジタルトランスフォーメーションに対する取り組み、並びに、取締役会の多様性や知識・経験のバランスに鑑みた女性役員や監査等委員でない社外取締役の起用の検討は有効であるとし、これらを中期的な課題として確認いたしました。

当社の取締役会は、上記結果を踏まえ、今後も取締役会の実効性向上に努め、当社グループの持続的な企業価値向上に資するよう取り組んでまいります。

4．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主利益の増大に経営資源の集中を図るべきであると考えております。特別な買収防衛策等は導入いたしておりません。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、引き続き成長期にあるとの認識から内部留保を充実し、これら内部留保を活用した成長投資を行い、企業価値を高めることを最優先とすることを基本方針としております。一方で、当連結会計年度におきましては、メディア事業の好調や特別利益の計上、また、ソリューション事業においては子会社のProp Tech plus株式会社の利益寄与が明確化したことから、追加の株主還元策を実施することとし、１株当たり16円（連結配当性向46.5%）の特別配当を実施します。また、次期（2021年３月期）の配当につきましては、高成長の維持のための成長投資の継続と、当期と同様の株主還元を両立することが可能との判断から、当連結会計年度における１株当たり16円の特別配当を普通配当に切り替えることを予定しております。当社は最優先となる業績の継続した成長と株主還元の双方を並立させ、企業価値の向上を目指してまいります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,717,259**	**流動負債**	**768,636**
現金及び預金	2,063,777	買掛金	124,700
売掛金	550,606	1年内償還予定の社債	50,000
仕掛品	27,032	1年内返済予定の長期借入金	283,308
貯蔵品	849	未払法人税等	81,197
その他	76,845	その他の引当金	20,897
貸倒引当金	△1,851	その他	208,533
固定資産	**3,149,482**	**固定負債**	**1,327,907**
有形固定資産	**95,846**	社債	20,000
建物附属設備	48,855	長期借入金	1,254,207
減価償却累計額	△15,238	繰延税金負債	53,700
建物附属設備(純額)	33,617	**負債合計**	**2,096,544**
工具、器具及び備品	149,394	(純資産の部)	
減価償却累計額	△87,165	**株主資本**	**3,503,560**
工具、器具及び備品(純額)	62,229	**資本金**	**1,742,928**
無形固定資産	**2,726,067**	**資本剰余金**	**3,766,169**
のれん	835,790	**利益剰余金**	**△2,005,536**
顧客関連資産	513,554	**その他の包括利益累計額**	**10,293**
技術資産	90,018	**その他有価証券評価差額金**	**10,293**
ソフトウエア	890,490	**非支配株主持分**	**256,343**
ソフトウエア仮勘定	365,221	**純資産合計**	**3,770,197**
その他	30,992		
投資その他の資産	**327,569**		
投資有価証券	79,398		
差入保証金	124,148		
繰延税金資産	125,450		
その他	13,938		
貸倒引当金	△15,367		
資産合計	**5,866,742**	**負債純資産合計**	**5,866,742**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,790,820**
売上原価		**1,410,253**
売上総利益		**1,380,567**
販売費及び一般管理費		**857,230**
営業利益		**523,336**
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	1,000	
違約金収入	1,500	
雑収入	860	3,376
営業外費用		
支払利息	8,059	
支払保証料	2,974	
買収関連費用	9,500	
為替差損	140	
その他	1,796	22,471
経常利益		**504,242**
特別利益		
投資有価証券売却益	40,770	40,770
特別損失		
減損損失	50,678	
その他	207	50,885
税金等調整前当期純利益		**494,127**
法人税、住民税及び事業税	95,313	
法人税等調整額	△67,575	27,738
当期純利益		**466,388**
非支配株主に帰属する当期純利益		18,820
親会社株主に帰属する当期純利益		**447,567**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,215,758**	**流動負債**	**624,430**
現金及び預金	1,710,463	買掛金	90,133
売掛金	437,846	1年内償還予定の社債	50,000
仕掛品	1,030	1年内返済予定の長期借入金	263,308
貯蔵品	849	未払費用	44,880
前払費用	50,866	未払法人税等	95,100
その他	16,652	未払事業所税	664
貸倒引当金	△1,950	未払消費税等	43,785
固定資産	**3,150,350**	預り金	17,476
有形固定資産	**80,104**	前受収益	13,044
建物附属設備	39,694	事業整理損失引当金	1,361
建物附属設備減価償却累計額	△11,398	株主優待引当金	2,394
工具、器具及び備品	132,484	その他	2,279
工具、器具及び備品減価償却累計額	△80,675	**固定負債**	**1,244,207**
無形固定資産	**1,484,882**	社債	20,000
のれん	43,125	長期借入金	1,224,207
商標権	22,787	**負債合計**	**1,868,637**
顧客関連資産	176,270	**(純資産の部)**	
技術資産	90,018	**株主資本**	**3,487,177**
ソフトウエア	810,656	**資本金**	**1,742,928**
ソフトウエア仮勘定	333,818	**資本剰余金**	**3,766,169**
その他	8,204	資本準備金	942,928
投資その他の資産	**1,585,363**	その他資本剰余金	2,823,241
投資有価証券	79,398	**利益剰余金**	**△2,021,919**
関係会社株式	1,290,501	その他利益剰余金	△2,021,919
破産更生債権等	4,621	繰越利益剰余金	△2,021,919
長期前払費用	9,317	**評価・換算差額等**	**10,293**
繰延税金資産	125,481	その他有価証券評価差額金	10,293
差入保証金	91,411	**純資産合計**	**3,497,471**
貸倒引当金	△15,367		
資産合計	**5,366,108**	**負債純資産合計**	**5,366,108**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,490,506**
売上原価		**1,235,998**
売上総利益		**1,254,507**
販売費及び一般管理費		**801,696**
営業利益		**452,811**
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	1,000	
事業整理損失引当金戻入益	28	
違約金収入	1,500	
雑収入	0	2,544
営業外費用		
支払利息	7,939	
支払保証料	2,974	
株式交付費	1,524	
為替差損	132	
買収関連費	1,500	
雑損失	272	14,343
経常利益		**441,013**
特別利益		
投資有価証券売却益	40,770	40,770
特別損失		
固定資産除却損	7	
投資有価証券評価損	199	
減損損失	50,678	50,885
税引前当期純利益		**430,898**
法人税、住民税及び事業税	71,451	
法人税等調整額	△71,737	△286
当期純利益		**431,184**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林　　一　樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　井　恵　一　郎　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林　　一　樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　井　恵　一　郎　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第１４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第１４期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（２００５年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
監査等委員会

常勤監査等委員　濱野　信也　㊞
監査等委員　石橋　省三　㊞
監査等委員　吉村　貞彦　㊞

(注)　監査等委員濱野信也、石橋省三、及び吉村貞彦は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 ３階 Ｒｏｏｍ１



交通 ・九段下駅「７番出口」　徒歩３分（東西線）
「５番出口」　徒歩４分（半蔵門線・新宿線）
・神保町駅「Ａ２出口」　徒歩５分（半蔵門線・新宿線・三田線）
・水道橋駅「西　　口」　徒歩９分（ＪＲ線）
「Ａ２出口」　徒歩11分（三田線）

◎　当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。